

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年4月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500702号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2600001号

第1 結論

平成22年4月から平成23年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年4月から平成23年12月まで

私は、派遣社員として平成22年3月31日まで働いた派遣先事業所に、同年4月1日付けで、週20時間程度勤務の事務補助職員として直接雇用されたが、同事業所から、厚生年金保険の加入要件を満たさないので、国民年金に加入するよう言われた。そのため、私は平成22年4月又は同年5月頃、A市役所において国民年金の加入手続を行い、その後納付書が届いたので、夜間にアルバイトをしながらお金を工面し、自宅近くや勤務先近くのコンビニエンスストアで、毎月国民年金保険料を納付していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成22年4月又は同年5月頃、A市役所において国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を自宅近くや勤務先近くのコンビニエンスストアにおいて、毎月自ら納付していた旨主張している。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付したとするコンビニエンスストアについて、具体的な納付時期や納付場所を記憶していないことから、請求者の当該期間に係る国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、日本年金機構の国民年金保険料の納付受託取扱要領によると、コンビニエンスストア店舗にて読み込ませた領収(納付受託)済通知書は3年を経過する年度末まで保存する旨定められていることから、請求期間に係る国民年金保険料の納付について確認することができない。

さらに、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期である上、平成14年4月以降は国民年金保険料の収納事務が国に一元化されたことを踏まえると、当該期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等)はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。